

議案第 31 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 19 年 3 月 29 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 20人
- (2) 議会の事務部局の職員 2人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 2人
- (5) 公平委員会の事務部局の職員 2人

2 前項第2号から第5号までの職員は、広域連合長の事務部局の職員がこれを兼ねるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。